

平成19・20年度農林水産省本省等において行う契約に係る競争参加資格の審査の申請等についてのお知らせ

平成20年1月16日

農林水産省大臣官房経理課

農林水産省本省等（発注機関名については下表参照）が発注する「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等」に係る競争契約の参加資格を得ようとする場合は、下記により申請してください。

なお、建設業法に定める経営事項審査を受けないで畳工事を営む者である場合は、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」に申請してください。

また、農林水産省の複数の機関（一部の機関を除く。）に競争参加資格の申請をする場合は、特例として、申請書類の全部を一の機関に提出することにより、他の機関への申請書類の提出が一部省略できます（詳しくは下記の11（5）を参照してください。）。

（表）

発 注 機 関
・農林水産省大臣官房経理課 ・林野庁（国有林野事業特別会計を除く。） ・水産庁 ・動物検疫所 ・動物医薬品検査所 ・農林水産研修所 ・農林水産政策研究所 ・北海道農政事務所

＊ 上記以外の機関（農林水産技術会議事務局筑波事務所、林野庁（国有林野事業特別会計に限る。）及び地方農政局）が発注する契約の参加資格申請については、各機関にお問い合わせください。

（各機関の連絡先は次ページのとおりです。）

＊ 次に該当する場合は「建設工事」の申請ができませんので、ご注意ください。

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査において、総合評定値通知を受けていない場合

農林水産省競争参加資格審査受付機関連絡先

1 農林水産省大臣官房経理課

- ・大臣官房経理課営繕総括班 別館 3 階 ドアNO別309

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1 電話03-3502-8111 内線3320

2 農林水産技術会議事務局筑波事務所

- ・農林水産技術会議事務局筑波事務所総務課用度係

〒305-8601 つくば市観音台2-1-9 電話029-838-7217

3 林野庁（国有林野事業特別会計）

- ・林野庁国有林野部職員・厚生課福利厚生室施設営繕班営繕係

〒100-8952 千代田区霞が関1-2-1 電話03-3502-8111 内線6335

- ・北海道森林管理局経理課主計係 〒064-8537札幌市中央区宮の森 3 条7-70

電話011-622-5214

- ・東北森林管理局経理課支出係 〒010-8550秋田市中通5-9-16

電話018-836-2186

- ・関東森林管理局経理課企画係 〒371-8508前橋市岩神町4-16-25

電話027-210-1149

- ・中部森林管理局経理課計理主任 〒380-8575長野市大字栗田715-5

電話026-236-2572

- ・近畿中国森林管理局経理課企画係 〒530-0042大阪市北区天満橋1-8-75

電話06-6881-3500

- ・四国森林管理局経理課企画係 〒780-8528高知市丸ノ内1-3-30

電話088-821-2060

- ・九州森林管理局経理課企画係 〒860-0081熊本市京町本丁2-7

電話096-328-3574

4 地方農政局

- ・東北農政局整備部設計課経理係 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1

電話022-263-1111 内線4150

- ・関東農政局整備部設計課経理係 〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1

電話048-740-0535

- ・北陸農政局整備部設計課経理係 〒920-8566 金沢市広坂2-2-60

電話076-263-2161 内線3522

- ・東海農政局整備部設計課経理係 〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2

電話052-201-7271 内線2614

- ・近畿農政局整備部設計課経理係 〒602-8054 京都市上京区西洞院通り

下長者町下ル丁子風呂町

電話075-451-9161 内線2516

- ・中国四国農政局整備部設計課経理係 〒700-8532 岡山市下石井1-4-1

電話086-224-4511 内線2620

- ・九州農政局整備部設計課経理係 〒860-8527 熊本市二の丸1-2

電話096-353-3561 内線4614

1 契約の種類

次の業種別区分表に掲げるとおりです。

(1) 建設工事契約

業 種 の 区 分	内 容
1 土木一式工事 2 建築一式工事 3 大工工事 4 左官工事 5 とび・土工・コンクリート工事 6 石工事 7 屋根工事 8 電気工事 9 管工事 10 タイル・れんが・ブロック工事 11 鋼構造物工事 12 鉄筋工事 13 ほ装工事 14 しゅんせつ工事 15 板金工事 16 ガラス工事 17 塗装工事 18 防水工事 19 内装仕上工事 20 機械器具設置工事 21 熱絶縁工事 22 電気通信工事 23 造園工事 24 さく井工事 25 建具工事 26 水道施設工事 27 消防施設工事 28 清掃施設工事	建設業法第2条別表第1による区分とする。

(2) 測量・建設コンサルタント等契約

業 種 の 区 分	内 容
1 測量	測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量業務
2 土地家屋調査	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条に規定する土地家屋調査業務
3 建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタント業務
4 建築士事務所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けて行う事務所業務
5 計量証明	計量法（平成4年法律第51号）第2条に規定する計量証明業務
6 地質調査	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条に規定する地質調査業務
7 補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条に規定する補償コンサルタント業務
8 その他	その他の業務

2 資格の設定

一般競争（指名競争）に参加する者の資格は、上記の契約の種類ごとに設定し、その審査は等級の格付基準による総合数値に応じて行います。

	等級	総 合 数 値	予 定 価 格 の 範 囲
1 建設工事 (1)土木一式 工事	A	1,500点以上	2億円以上
	B	950点以上1,500点未満	5,000万円以上 2億円未満
	C	750点以上 950点未満	2,000万円以上5,000万円未満
	D	350点以上 750点未満	2,000万円未満
(2)建築一式 工事	A	1,200点以上	2億円以上
	B	1,000点以上1,200点未満	1億円以上 2億円未満
	C	800点以上1,000点未満	3,000万円以上 1億円未満
	D	800点未満	3,000万円未満
(3)その他の 工事 業種の区分番号 3～28	A	1,000点以上	7,000万円以上
	B	850点以上1,000点未満	3,000万円以上7,000万円未満
	C	850点未満	3,000万円未満

	等級	総 合 数 値	予 定 価 格 の 範 囲
2 測量・建設 コンサルタント等	A	80点以上	1,000万円以上
	B	60点以上 80点未満	300万円以上1,000万円未満
	C	40点以上 60点未満	300万円未満

3 競争参加資格の有効期間

競争参加資格の有効期間は、資格を付与された日から平成21年3月31日までとなります。

4 申請の方法

(1) 申請の時期

通年、随時に申請を受け付けていますが、平成20年度当初から有効な資格を希望する場合は、平成20年3月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に申請してください。

なお、この期限経過後も申請を受け付けますが、資格の付与は平成20年5月以降となります。

(2) 申請書類提出先

申請書類は、下記へ持参又は郵送等してください。

提出先： 〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省大臣官房経理課営繕総括班

電話 03-3502-8111 内線3320

別館3階 ドア№別309

持参受付時間： 平日の10:00～16:00（12:00～13:00は除く。）

(3) 申請書類

「平成19・20年度競争参加資格申請書（建設工事及び測量・コンサルタント等）」に必要書類を添付して提出してください。申請書の様式は当省ホームページに掲載していますので、必要に応じダウンロードしてください。また、必要な添付書類についてもこのホームページでご確認ください。

農林水産省ホームページのURL

<http://www.maff.go.jp/j/supply/index.html>

5 審査結果の通知

審査が終了したときは、資格を付与する場合は資格確認通知書を、資格を付与しない場合はその旨を記した書面を、郵送にて申請者あて送付します。

6 有資格者の登録

資格を付与した者は有資格者名簿に登録します。

7 資格を付与しない場合

次の（１）から（３）までの一に該当する者は、特別の事情がある場合を除き、資格を付与しません。

- （１） 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中「特別の理由がある場合」に該当します。
- （２） 申請書及び審査に必要な添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- （３） 共同企業体であって、上記（１）又は（２）に該当する構成員を含むもの

8 資格を付与しないことがある場合

次の（１）から（６）までの一に該当する者（この者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）で、その事実があった後２年を経過していない者は、資格を与えないことがあります。

- （１） 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （２） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （３） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （４） 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- （５） 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- （６） 共同企業体であって、その構成員に(1)から(5)までの一に該当する者を含むもの

9 資格の取消

有資格者について7又は8に該当することが明らかになった場合は、その資格を取り消し、「資格取消通知書」により通知します。

10 秘密の保持

資格の審査に従事する職員は、この審査についての秘密に関する事項は他に漏らすことはありません。

11 その他

- （１） この申請により資格を得た者は、競争契約に加え随意契約にも参加できることとなります。
- （２） 会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱いについて
ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後で、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行う

ことができます。

イ 平成19・20年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者が、のちに更生手続等開始決定者となった場合は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができます。

ウ 更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合があります。

（3）合併等により新たに新設された会社等の取扱いについて（建設工事関係）

合併等により新たに新設された会社等とは、次のアからオまでに掲げる会社をいい、合併後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができます。

ア 合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

イ 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

ウ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

エ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

オ 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

（4）経常建設共同企業体の取扱いについて

ア 建設工事に係る競争参加資格審査については、同一工事種別内で、単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体と同時登録することはできません。

ただし、経常建設共同企業体として登録されていない工事種別については、各単体企業としての登録は可能です。

イ また、経常建設共同企業体への客観点数の加算調整措置については、合併計画を明らかにした書面を提出した場合に限り、一定期間行います。具体的には、次期の定期の競争参加資格審査の認定日までに合併契約を締結する旨が記載された書面を提出した場合に、その内容が適当と認められるときは有資格者として認定を受けた日から平成19・20年度の競争参加資格の有効期限までの間、10%の加算措置を行います。

（5）複数の機関に資格申請する場合の特例（添付書類の省略）

農林水産省の複数の機関に資格申請する場合には、各機関ごとに申請が必要です。

ただし、添付書類については、大臣官房経理課及び農林水産技術会議事務局筑波事務所の相互間であれば、一の機関に提出することで他の機関への提出を省略できます。この場合、申請書に、一の機関の通知した資格確認通知書の写し及び建設工事の申請にあつては総合評

定値通知書の写しを添付してください。

なお、同時申請の場合など、申請時に資格確認通知書の写しを添付できない場合は、一の機関から資格確認通知書を受け取った後に提出することができます。

この情報に関するお問い合わせは、

農林水産省大臣官房経理課会計指導班

電話：代表03-3502-8111 内線3329 までご連絡ください。

競争参加者の資格に関する公示

平成 20 年度において別記 1 に掲げる各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格(全省庁統一資格)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

なお、既に有効期間を平成 22 年 3 月 31 日までとする資格を有する者は、この公示するところによる申請は必要ありません。

また、別表に掲げる申請場所のいずれか 1 か所に申請書を提出すれば、その資格は別記 2 に掲げる競争参加地域のうち、希望する地域(複数選択可)ごとに所在する別記 1 に掲げる各省各庁の全調達機関において有効な統一資格となるものです。

平成 20 年 1 月 10 日

衆議院庶務部会計課長
参議院庶務部会計課長
国立国会図書館総務部会計課長
最高裁判所事務総局経理局長
会計検査院事務総長官房会計課長
内閣府大臣官房会計課長
総務省大臣官房会計課長
法務省大臣官房会計課長
外務省大臣官房会計課長
財務省大臣官房会計課長
文部科学省大臣官房会計課長
厚生労働省大臣官房会計課長
農林水産省大臣官房経理課長
経済産業省大臣官房会計課長
国土交通省大臣官房会計課長
環境省大臣官房会計課長
防衛省経理装備局会計課長

◎調達機関番号 001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021

◎所在地番号 13

1 資格の種類及び調達する物品等の種類

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び調達する物品等は次のとおりとする。

(1) 物品の製造

①衣服・その他繊維製品類②ゴム・皮革・プラスチック製品類③窯業・土石製品類④非鉄金属・金属製品類⑤フォーム印刷⑥その他印刷類⑦図書類⑧電子出版物類⑨紙・紙加工品類⑩車両類⑪その他輸送・搬送機械器具類⑫船舶類⑬燃料類⑭家具・什器類⑮一般・産業用機器類⑯電気・通信用機器類⑰電子計算機類⑱精密機器類⑲医療用機器類⑳事務用機器類 21 その他機器類 22 医薬品・医療用品類 23 事務用品類 24 土木・建設・建築材料 25 警察用装備品類 26 防衛用装備品類 27 その他

(2) 物品の販売

①衣服・その他繊維製品類②ゴム・皮革・プラスチック製品類③窯業・土石製品類④非鉄金属・金属製品類⑤フォーム印刷⑥その他印刷類⑦図書類⑧電子出版物類⑨紙・紙加工品類⑩車両類⑪その他輸送・搬送機械器具類⑫船舶類⑬燃料類⑭家具・什器類⑮一般・産業用機器類⑯電気・通信用機器類⑰電子計算機類⑱精密機器類⑲医療用機器類⑳事務用機器類 21 その他機器類 22 医薬品・医療用品類 23 事務用品類 24 土木・建設・建築材料 25 警察用装備品類 26 防衛用装備品類 27 その他

(3) 役務の提供等

①広告・宣伝②写真・製図③調査・研究④情報処理⑤翻訳・通訳・速記⑥ソフトウェア開発⑦会場等の借り上げ⑧賃貸借⑨建物管理等各種保守管理⑩運送⑪車両整備⑫船舶整備⑬電子出版⑭防衛用装備品類の整備⑮その他

(4) 物品の買受け

①立木竹(ただし、国有林野事業特別会計で行う林産物の買受けを除く。)②その他

2 参加資格の申請

(1) 持参又は郵送等の場合

ア 受付期間

平成 22 年 3 月 31 日までは随時申請の受付を行うが、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

イ 申請書の入手方法

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)」(以下「申請書」という。)は、別表に掲げる申請場所において、競争参加資格を得ようとする者に無料で交付する。また、インターネットにより、別記 3 に掲げるホームページにアクセスし、申請書を出力することもできる。

なお、上記の方法以外で入手した申請書での申請は不可とする。

ウ 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか 1 か所に提出すること。

なお、公的機関が発行する書類については、発行日から 3 ヶ月以内のものとする(内容が鮮明であれば写しでも可)。

持参の場合の受付時間は、土日休日を除く 10 時から 16 時(執務時間内に限る。)とする。郵送(書留郵便又は配達記録郵便)等も可。

(ア) 登記事項証明書(法人の場合)

(イ) 財務諸表(法人の場合)又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書(個人の場合)

(ロ) 営業経歴書

(ハ) 次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書(個人の場合はその 3 の 2、法人の場合はその 3 の 3)

A 消費税及び地方消費税(法人及び個人)

B 法人税(法人の場合)

C 所得税(個人の場合)

(2) インターネットの場合

ア 受付期間

上記(1)アに同じ。

イ アドレス

別記3に掲げるインターネットホームページ

ウ 申請書の提出方法

前記イにアクセスし、必要事項を入力の上、本公示2(1)ウに掲げる添付書類を送信するとともに申請書登録完了仮受付票を印字し、代表者印を押印の上、申請書登録完了仮受付票に記載された送信先の受付機関あて郵送(書留郵便又は配達記録郵便)等すること。(添付書類中の納税証明書については、電子納税証明書も添付可。)受付完了後、送信先の受付機関から申請受理通知が送信される。なお、添付書類は代表者印を押印した申請書登録完了仮受付票と併せて郵送(書留郵便又は配達記録郵便)等することができる。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 競争参加者の資格及びその審査

(1) 競争に参加できる者の資格審査は、別記4の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

(2) 競争に参加できる者の資格は、前記(1)の合計点により別記5の区分に基づいて格付けする。

4 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知(申請書に記載された住所で代表者あてに郵送等)する。

5 資格の有効期間

資格を付与されたときから平成22年3月31日までとする。

6 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先及び資格審査に関する照会先
別表に掲げる申請場所

7 その他

(1) 申請内容の変更

有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)」にそれぞれに示す書類各1部(内容が鮮明であれば写しでも可)を添え、速やかに提出すること。(変更届の入手方法及び提出方法については、本公示2[参加資格の申請]に示すものと同様とする。)なお、申請書同様、インターネットでも変更届の提出は可能。

また、その他について変更する場合には、本公示2の申請を改めて行うこと。

ア 「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

(7) 資格審査結果通知書(写)

(イ) 登記事項証明書(法人の場合)又は変更項目を確認できる書類(個人の場合)

イ 「競争参加を希望する地域」、「営業所」の場合

(7) 資格審査結果通知書（写）

(i) 申請書様式の「競争参加を希望する地域等」の欄に記載したもの

ウ 「希望する資格の種類」又は「営業品目」の場合は、資格審査結果通知書（写）

なお、「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合

(7) 資格審査結果通知書（写）

(i) 直近の財務諸表

(ii) 申請書様式の「設備の額」及び「主要設備の規模」の欄に記載したもの

(2) 会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者（有資格者）の手続

有資格者が「会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各 1 部（鮮明であれば写しでも可）を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか 1 か所に速やかに提出すること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書

イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

なお、書類の提出によりその資格が継続するが、各省各庁が詳細の現状把握を必要と判断する場合には、各省各庁別にヒアリング等を実施する場合がある。

(3) 合併・分社・廃業の場合の手続

有資格者に合併、分社又は廃業があった場合は、別表に掲げる申請場所のいずれか 1 か所に速やかに届け出ること。

(4) 資格審査結果通知書の再発行について

紛失による再発行依頼は、別表に掲げる申請場所のいずれか 1 か所に提出すること。

別記 1 資格が有効となる各省各庁

衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省で外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

別記 2 競争参加地域及び都道府県名

(1) 北海道：北海道

(2) 東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

(3) 関東・甲信越：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

(4) 東海・北陸：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

(5) 近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

(6) 中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

(7) 四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(8) 九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別記3 インターネットホームページ

統一資格審査申請受付サイト

<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/Shi-kakuTop.html>

別記4 付与数値

〔掲載順序 項目 段階：付与数値(年間平均高、自己資本額の合計及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の2区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。)〕

(1) 年間平均(生産・販売)高

200 億円以上		: 60、 65
100 億円以上	200 億円未満	: 55、 60
50 億円以上	100 億円未満	: 50、 55
25 億円以上	50 億円未満	: 45、 50
10 億円以上	25 億円未満	: 40、 45
5 億円以上	10 億円未満	: 35、 40
2.5 億円以上	5 億円未満	: 30、 35
1 億円以上	2.5 億円未満	: 25、 30
5,000 万円以上	1 億円未満	: 20、 25
2,500 万円以上	5,000 万円未満	: 15、 20
2,500 万円未満		: 10、 15

(2) 自己資本額の合計

10 億円以上		: 10、 15
1 億円以上	10 億円未満	: 8、 12
1,000 万円以上	1 億円未満	: 6、 9
100 万円以上	1,000 万円未満	: 4、 6
100 万円未満		: 2、 3

(3) 流動比率(物品の製造、物品の製造以外とも共通)

140 % 以上		: 10
120 % 以上	140 % 未満	: 8
100 % 以上	120 % 未満	: 6
100 % 未満		: 4

(4) 営業年数

20 年以上		: 5、 10
10 年以上	20 年未満	: 4、 8
10 年未満		: 3、 6

(5) 機械設備等の額(物品の製造のみ)

10 億円以上		: 15
1 億円以上	10 億円未満	: 12
5,000 万円以上	1 億円未満	: 9

- 1,000 万円以上 5,000 万円未満 : 6
 1,000 万円未満 : 3
 (6) 合計 (最高点) 100

別記5 資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

[掲載順序 契約の種類 ①数値：等級 ②予定価格の範囲]

(1) 物品の製造

- ① 90 点以上 : A
 80 点以上 90 点未満 : B
 55 点以上 80 点未満 : C
 55 点未満 : D
 ② Aは 3,000 万円以上、Bは 2,000 万円以上 3,000 万円未満、Cは 400 万円以上 2,000 万円未満、
 Dは 400 万円未満

注：船舶類にあっては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。

注：国有林野事業特別会計で行う素材生産にあっては、林野庁が必要に応じ別に公示する方法により示す。

(2) 物品の販売、役務の提供等

- ① 90 点以上 : A
 80 点以上 90 点未満 : B
 55 点以上 80 点未満 : C
 55 点未満 : D
 ② Aは 3,000 万円以上、Bは 1,500 万円以上 3,000 万円未満、Cは 300 万円以上 1,500 万円未満、
 Dは 300 万円未満

注：船舶類及び船舶整備にあっては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。

注：国有林野事業特別会計で行う造林にあっては、林野庁が必要に応じ別に公示する方法により示す。

(3) 物品の買受け

- ① 70 点以上 : A
 50 点以上 70 点未満 : B
 50 点未満 : C
 ② Aは 1,000 万円以上、Bは 200 万円以上 1,000 万円未満、Cは 200 万円未満

なお、統一資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。

別表

[掲載順序 部局名 郵便番号 所在地 部署名 電話番号]

(1) 衆議院

〒100-0014 千代田区永田町1-7-1

庶務部会計課調達係 電話 03-3581-5111 内 2323

[以下略]